

(案)

なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託仕様書

本仕様書は、なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の仕様について定めたものである。

- 1 件 名 なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託
- 2 委託期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
- 3 委託場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ(以下「プラザ」という)

4 環境衛生管理業務の概要

受託者は、建築物環境衛生管理技術者免状所持者の中から建築物環境衛生管理技術者(以下「管理技術者」という。)を選任し、環境衛生管理を行うこと。

(1) 管理技術者の職務

- ①維持管理業務計画の立案(契約締結後に年間業務日程表の提出)
- ②維持管理業務の全般的な監督
- ③環境衛生管理上の維持管理に関する測定又は検査の実施とその結果の評価
- ④環境衛生管理上の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価
- ⑤環境衛生管理に必要な意見の助言
- ⑥環境衛生管理に必要な諸書類の作成、及び関係図面、書類、図書等の保管
- ⑦管理技術者の所轄保健所への選任届出
- ⑧その他必要な業務

(2) 名簿の提出

受託者は契約締結後、速やかに管理技術者の氏名及び免状の写しを委託者に提出すること。

(3) 業務計画は次のものを作成する。

- ①年間管理計画
- ②月間管理計画

(4) 業務詳細

- ①空気環境測定業務
- ②害虫駆除・予防業務
- ③飲料水貯水槽清掃点検業務
- ④汚水槽清掃点検業務
- ⑤水質検査業務
- ⑥簡易専用水道検査

(案)

5 空気環境測定業務

建築物における空気環境測定業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条の1、同施行規則第3条の2に基づいて実施するものとする。

(1) 測定場所

プラザ1階～5階でポイント測定を行う。各階2ポイント測定とし、測定場所は測定前に協議して決定する。

(2) 測定回数及び時期

2ヶ月以内に1回実施し、実施時期は5月、7月、9月、11月、1月、3月を目安とする。1回の実施につき、10時と15時の2度測定すること。

(3) 室内環境測定事項

報告書に使用機器の名称及び機能を表示すること。

測定項目	測定機器	管理基準
浮遊粉じんの量	ガラスファイバー紙（0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る）を装着して相対沈降径が概ね10マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの。	6ppm 以下
二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	1000ppm 以下
温度	0.5度目盛りの温度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	18℃以上 28℃以下
相対湿度	0.5度目盛りの乾湿球湿度計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	40%以上 70%以下
気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計又はこれらと同程度以上の性能を有するもの	0.5m/sec 以下
照度	JIS1609（照度計）の規格品	

(4) 機器等の負担

受託者は、空気環境測定に要する機器、消耗品及び記録用紙を負担する。

(案)

6 害虫駆除・予防業務

ねずみ、昆虫、その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況についてプラザ内のポイントチェックで調査を実施し、駆除する。

(1) 実施場所

地下2階～地上5階とする。

(2) 対象

ねずみ、昆虫その他人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物。

(3) 処理方法

科学的及び物理的駆除（残留噴霧、毒餌及び捕獲処理）。

(4) 実施回数及び時期

年2回実施し、6月、12月を目安とする。実施日は日曜日もしくは祝日とし、委託者と協議の上決定する。

(5) 使用薬品

害虫予防駆除に使用する薬品は厚生労働省認可の人畜無害、引火性のないものを使用する。

(6) 白蟻等発生の調査

受託者は、定期駆除のときに、白蟻等の発生を調査し、委託者に報告しなければならない。

(7) 危険防止義務

受託者は、施工にあたっては危険防止に十分注意しなければならない。

(8) その他

上記対象以外の害虫・有害生物等が発生した際は、対処法・費用などを委託者に適宜提案をするものとする。また、委託者は施工にあたり、施設環境の改善提案があれば誠実にこれを実行し環境改善に努めるものとする。

7 飲用水貯水槽清掃点検業務

(1) 業務内容

- ①槽内壁の異物付着の清掃除去
- ②槽内沈殿物、体積物の吸引除去
- ③サクシヨンパイプの発錆点検
- ④フート弁の発錆点検
- ⑤電極棒の点検
- ⑥ボールタップ及び給水設備点検
- ⑦漏水、亀裂の有無点検

(案)

(2) 飲用水貯水槽仕様

容量	材質	槽数	設置場所
25 m ³	F R P 製	2 槽	地下 式

(3) 実施回数

年 1 回実施とする。

8 汚水槽清掃点検業務

(1) 業務内容

①汚水槽清掃点検項目

容量	材質	規格
2.3 t	F R P 製	1,290×2,045×1,545
点検項目		判断基準
本体	内部（清掃後）	浮遊物、沈殿物がない
	壁面等	漏水、損傷、亀裂、さび等がない
	マンホール（450 mm）	密閉状態が良好である
水面制御及び警報装置（フロートスイッチ、レベルスイッチ、電極棒、排水ポンプ）		損傷、腐食がない
		正常に作動する
配 管		水漏れがない
		詰まりがない
		さび、腐食、損傷等がない
配管接続部		変形、腐食、損傷等がない
清掃		汚泥引抜きをした
害虫発生		発生が認められない

②汚水槽のマンホールを2か所開けて送風機による空気入れ換え作業。

③汚水槽内加圧水洗浄作業。

④汚水ポンプ、フロート、排水管等の加圧水洗浄作業。

⑤汚水槽内部と外観などの点検。

⑥清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等の規定に基づき、適切に処理する。

(2) 実施回数

年 2 回の実施し、8 月、2 月を目安とする。

(案)

9 水質検査業務

(1) 業務内容

水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の19、第4条及び第4条の2に基づいて実施するものとする。

(2) 実施回数

ア 飲料水

水道法等その他関係する法令に基づく水質検査は6か月に1回実施。

イ 雑用水（再生水）

次の基準に適合すること。

項目	基準	測定回数
pH値	5.8～8.6	7日内ごとに1回
臭気	異常でない	
外観	ほとんど無色透明	
残留塩素	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上、 結合残留塩素の場合は1.5ppm以上	
大腸菌群	検出されないこと	2か月内ごとに1回

10 簡易専用水道検査業務

業務内容

水道法第34条の2第2項及び同施行規則第56条に基づいて実施する。

① 施設の外観検査 ② 水質検査 ③ 書類検査

11 協議事項

本業務の実施に当たり、この仕様書に疑義が生じたとき、又は、この仕様書に定めていない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

給水設備

給水管口径	40 mm			管材質	塩ビ管	
水槽給水方式	定水位弁方式					
送水方式	加圧機方式					
揚水ポンプ能力	管径	65mm	揚程	50m	揚水量	ℓ／min 2台
満減水警報装置	有	空転防止	有		フード弁	無
消火用水共用	別	受水槽における消火用水				別